

議案第 1 1 号

江別市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

江別市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 3 章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 2 項ただし書中「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加える。

第 8 条第 1 号中「基づき、降任」の次に「又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 1 0 条において「降任等」という。）」を、「標準職務遂行能力」の次に「（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）」を加え、「当該降任」を「当該降任等」に、「職に、降任」を「職に、降任等」に改め、同条第 2 号中「降任」を「降任等」に改め、同条第 3 号中「上位職職員の降任」を「上位職職員の降任等」に、「降任」を「降任等」に改める。

第 9 条の見出し中「降任」を「降任等」に改め、同条第 1 項中「期間内」の次に「（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「期間内」の次に「（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 4 項において同じ。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 任命権者は、第 1 項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の

事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第10条中「場合」の次に「及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。